

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 2 月 1 日

株式会社トクヤマ
株式会社エイアンドティー

2021年2月1日

株式交換に係る事後開示事項

山口県周南市御影町1番1号
株式会社トクヤマ
代表取締役 社長執行役員 横田 浩

神奈川県藤沢市遠藤2023番地1
株式会社エイアンドティー
代表取締役社長 三坂 成隆

株式会社トクヤマ（以下「トクヤマ」といいます。）及び株式会社エイアンドティー（以下「エイアンドティー」といいます。）は、2020年10月28日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、トクヤマを株式交換完全親会社、エイアンドティーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年2月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行ったエイアンドティーの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

エイアンドティーは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2021 年 1 月 8 日付でエイアンドティーの株主に対して、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるトクヤマの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告にて公告いたしました。会社法第 785 条第 1 項に基づく株式の買取請求を行ったエイアンドティーの株主はおりませんでした。

ii. 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

iii. 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、トクヤマにとって会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i. 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

トクヤマは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2020 年 11 月 6 日付でトクヤマの株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるエイアンドティーの商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換に該当するため、トクヤマに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii. 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりトクヤマに移転したエイアンドティーの株式の数は、本株式交換によりトクヤマがエイアンドティーの発行済株式の全部（ただし、トクヤマが保有するエイアンドティーの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のエイアンドティーの発行済株式総数からトクヤマが保有するエイアンドティーの株式の数を除外した 3,741,107 株であります。なお、上記発行済株式総数は、後記 5. 記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- ・ トクヤマは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したトクヤマの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- ・ トクヤマは、公正取引委員会から、2021 年 1 月 5 日付で、本株式交換に係る株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。
- ・ エイアンドティーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2020 年 12 月 22 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- ・ トクヤマは、本株式交換により、基準時のエイアンドティーの株主（ただし、トクヤマを除きます。）に対し、その所有するエイアンドティーの普通株式 1 株につき 0.68 株の割合をもってトクヤマの普通株式を割当交付いたしました。なお、トクヤマが割当交付したトクヤマの普通株式の合計は 2,543,952 株です。
- ・ エイアンドティーの普通株式は、株式会社東京証券取引所において 2021 年 1 月 28 日付で上場廃止となりました。
- ・ 本株式交換により増加するトクヤマの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
 - （1） 資本金の額 : 0 円
 - （2） 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従いトクヤマが別途定める額

(3) 利益準備金の額：0円

- ・ エイアンドティーは、2021年1月25日付の取締役会決議により、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点においてエイアンドティーが保有していた自己株式1,093株の全てを消却しております。

以上